

## 国民からの主なご意見とそれに対する気象庁の見解

## 1. ご意見募集の方法

平成 22 年 9 月 13 日 14 時 ガイドライン案についてご意見募集を行う旨報道発表  
平成 22 年 9 月 13 日 14 時 ~ 10 月 1 日 18 時 15 分まで 電子メール等で受け付け

## 2. ご意見の数及びご意見をいただいた法人・個人の数

ご意見：のべ 260 個程度

法人：17 個人：5

法人の内訳：地震動予報業務許可事業者：11、配信事業者など緊急地震速報関連：2、  
ケーブルテレビ事業関連：4

(なお、平成 22 年 9 月 29 日現在、地震動予報業務許可事業者は 54)

## 3. 主なご意見の要旨とそれに対する見解

「必須」や「推奨」の文言は配信・許可事業者にガイドラインへの準拠を強いるものである。

見解 「必須、推奨」という文言は削除しました。

ただし、ガイドラインに記述した「3. 端末・配信に求められる機能・能力」は、端末利用者が予報業務許可事業者の行う緊急地震速報(業)を適切に利用するためには必要なものと考えていますので、配信・許可事業者に対してはガイドラインに沿って今後端末の設計・製造、緊急地震速報(予報/業)の配信を行うよう求めています。また、自社が責任を有する既存の端末についても「3. 端末・配信に求められる機能・能力」に記載されている各項目への対応状況を、端末利用者によく説明するとともに公開することを求めています。

既存の端末はガイドラインの対象外とすべき。

見解 ガイドラインでは、今後端末を設計・製造する際に、「3. 端末・配信に求められる機能・能力」に沿うことを求めているもので、既存の端末に遡及するものではありません。

ただし、ガイドラインでは、既存の端末の利用者を含め、利用者に対しては、今後、緊急地震速報(業)を利用する際にガイドラインを参考にさせていただくことを推奨しております。緊急地震速報(業)の適切な利用が行われるよう、配信・許可事業者は、自社が責任を有する既存の端末について「3. 端末・配信に求められる機能・能力」に記載されている各項目への対応状況について、端末利用者によく説明するとともに公開していただきたいと思えます。

端末まで 1 秒で届けるなど、インターネット回線による端末への配信を否定するよう項目が見られるが、インターネット回線を否定するべきではない。

見解 この項目は、緊急地震速報(業)が受信端末に迅速に提供されて有効となることを担保するものですので、気象庁が緊急地震速報(予報)を発表してから端末が報知・制御等を開始するまでの時間に関しては、平均で 1 秒以内と具体的な目安の数値を記載することとしています。また、インターネットを用いた場合でも過度な回線負荷の状態などにならなけれ

ば、この条件は満たされると考えられますので、インターネット回線を否定するものではありません。ただし、インターネット回線については、一般的に専用線など信頼性の高い回線に比べて過度の回線負荷などにより切断や遅延が比較的起こりやすい回線になりますので、リスク等については、端末利用者に公開・説明するようお願いいたします。

ケーブルテレビ事業者が端末を用いて行う緊急地震速報のサービスは放送事業なので、ガイドラインの対象外としてもらいたい。

見解 放送局に関しては、気象業務法第13条により緊急地震速報(警報)を放送していただくよう各放送局へ協力を求めています。一方、ケーブルテレビ事業者が、予報業務許可事業者の行う緊急地震速報(業)で報知を行っているのであれば、それは放送とは異なり、本ガイドラインの対象になります。

不正な電文への対応を配信・許可事業者に求めるのではなく、気象庁が発表しないようにしてもらいたい。

見解 気象庁から不正な電文を発表した際の対応について求めているものではありません。ただし、端末に至る配信の過程において、障害等により不正な電文になってしまう可能性は否定できません。よって、配信・許可事業者においても対応が必要と考えています。

ガイドラインの実効性を確保するため、予報業務許可事業は年限を切った免許制にし、ガイドラインに適合しない端末を作っている予報業務許可事業者の免許は更新しないようにすべきと考える。

見解 ガイドラインを法的に強制力のあるものとして位置づけることは、規制強化に繋がることから、現時点では考えておりません。配信・許可事業者に対してガイドラインに記載されている各項目についての対応状況を公開・説明するよう求めて参ります。(なお、ガイドラインとは関係ありませんが、予報業務許可事業者につきましては、2、3年に1度程度、あるいは必要に応じて立入検査等により事業の監督を行っております。)

気象庁がガイドラインを作成することは規制強化につながるもので、民間が業界標準を作るべきである。

見解 ガイドラインは、緊急地震速報(業)が適切に利用されるために、今後、配信・許可事業者が配信したり、端末を設計、製造したりする際に必要な項目についてまとめものであり、規制を目的としたものではありません。また、緊急地震速報(業)を端末利用者に伝達している配信・許可事業者の意見も十分取り入れつつ作成しています。

NHK チャイム音を利用者に対して推奨することやめてほしい。

見解 NHK チャイム音は、実験結果を基に他の電子音に似ていない、多くの人に聞き取りやすい、ある程度危険を知らせるイメージがある一方で慌てて混乱させることがないことが示されています。また、テレビやラジオで既に聞き慣れている人も多く緊急地震速報(業)の報知音として認識されやすい現状があります。以上の理由から、不特定多数向けの放送を行う利用者や端末の報知による人の回避に用いる利用者に対し推奨しています。なお、工場や工事現場でNHKチャイム音では聞き取りにくい場合には、別の報知音の選択もあると

しています。

端末を売ってしまった後の利用者の利用方法を許可事業者で把握することはできない。

見解 許可事業者だけで利用方法を把握することは困難である場合があるため、この項目に加えて、端末利用者に推奨する項目に「適切なアフターサービスを受けるため、購入後も配信・許可事業者の利用方法などについて連絡する」ことを書き加えるものとします。

複数のサーバーから端末に対して同時に緊急地震速報(予報/業)を配信することはオーバースペックである。

見解 不意のサーバー故障による不達リスクを避けることがこの項目の目的です。このため、この項目は、気象庁から端末まで配信をとぎれさせない手段について公開・説明することを求める項目に修正します。なお、サーバーの冗長化はその手段の一つであることから、例示として詳細説明に記載します。

確実な配信を確保するためには、サーバーの冗長化よりも、安定性の高いサーバーを使うことを必須とすべき。

見解 サーバー障害時だけでなく、サーバーのメンテナンス時などにも、とぎれさせずに緊急地震速報(予報/業)の配信を確保することがこの項目の目的です。このため、この項目は、気象庁から端末まで配信をとぎれさせない手段について公開・説明することを求める項目に修正します。なお、サーバーの冗長化はその手段の一つであることから、例示として詳細説明に記載します。

ラジオの緊急地震速報(警報)のNHKチャイム音を検知した後に、館内放送設備等を制御する装置が存在する。これらのものもガイドラインに含めて議論すべきではないか。

見解 「ラジオの緊急地震速報(警報)のNHKチャイム音を検知した後に、ラジオの音量を上げたり、館内放送設備等を制御する装置」についても、緊急地震速報(警報)を積極的に利用する目的で導入するものであり、端末と類似点があることから、製造・販売する事業者には、利用者へ仕様を説明することが必要と考えていますので、その旨を書き加えます。